

兵庫県公報

令和8年9月30日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 児童福祉規則の一部を改正する規則（児童家庭課）	1

公布された法令のあらまし

◎児童福祉規則の一部を改正する規則（規則第30号）

児童福祉法の一部改正により、児童の一時保護の委託に係る登録制度が創設され、児童相談所長が児童福祉施設、里親等以外の者に一時保護を委託して行わせる場合は、一時保護を適正に行うことができる者として知事の登録を受けた者に行わせることとされることに伴い、当該登録の申請に係る申請書の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

児童福祉規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第30号

児童福祉規則の一部を改正する規則

児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「第33条第6項から第9項まで」を「第33条第17項から第20項まで」に改める。

第28条の8の次に次の3条を加える。

（登録一時保護委託者登録申請書）

第28条の9 法第34条の22第1項に規定する申請書の様式は、様式第30号のとおりとする。

（登録一時保護委託者登録事項変更届）

第28条の10 法第34条の23の規定による届出は、様式第31号の登録一時保護委託者登録事項変更届によらなければならない。

（登録一時保護委託者登録消除申出書）

第28条の11 省令第36条の51の規定による申出は、様式第32号の登録一時保護委託者登録消除申出書によらなければならない。

様式第29号の次に次の3様式を加える。

様式第30号（第28条の9 関係）

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

登録申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

登録一時保護委託者の登録を受けたいので、児童福祉法第34条の22第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

職員の定数及び職務の内容

一時保護を行う施設の名称、所在地、電話番号及び電子メールアドレス

注 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）
- (2) 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- (3) 児童福祉法第34条の22第2項の基準に適合していることを証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

様式第31号（第28条の10関係）

登録一時保護委託者登録事項変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

登録一時保護委託者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

次のとおり登録事項を変更したいので、児童福祉法第34条の23の規定により届け出ます。

登録事項	変 更 前	変 更 後

様式第32号（第28条の11関係）

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

兵庫県知事 様

登録一時保護委託者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

電子メール

登録一時保護委託者の登録を消除したいので、児童福祉法施行規則第36条の51の規定により申し出ます。

登録一時保護委託者の登録の消除を希望する年月日

消除申出の理由

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。